

1 基本的な安全対策の考え方

部活動については、部顧問・部活動指導者・外部指導者（以下、指導者という）、生徒が部活動の意義や本校部活動方針を理解するとともに、部活動におけるルールづくりや情報共有など、関わるすべての者の協力体制のもと、組織的に取り組むことが重要である。

2 事故防止・安全確保に配慮した適切な指導の徹底

（１）指導者は生徒の活動に必ず立ち会い、直接指導に当たるものとする。

（２）指導者は、施設や道具の状態を充分に確認するとともに、生徒の健康状態や人間関係等にも配慮しながら、適切かつ安全に運営できるよう努める。

（３）指導者は、練習内容や方法、安全確保のための取り組みについて十分に理解したうえで実践するとともに、部活動に参加する生徒自身にも、それらの知見を周知する。

3 事故発生の未然防止

（１）特に運動部においては、用具や施設、他の競技者との接触などの危険を伴う場合がある。指導者は、指導する種目の特性を充分に理解したうえで、生徒の個性、健康状態、競技への熟練度を把握し、事故等の発生について未然に防止するよう努めなければならない。また、生徒自身が、危険等を予見し、適切に対処することができるよう、適宜助言、指導しなければならない。

（２）生徒の健康状態や既往症等については、教員・家庭・医療機関との情報の共有と連携を図り、迅速かつ適切に対応できる準備態勢を整えなければならない。また、生活のリズム、栄養状態、休養及び睡眠の確保といった基本的生活習慣について、生徒に対して指導しなければならない。

（３）活動の内容や方法等について、活動後には必ず振り返り、危険性の有無、安全性の確保等について確認、把握したうえで、生徒とも安全性について共通理解を図らなければならない。

（４）施設、設備や用具等については、活動前に必ず安全点検を行わなくてはならない。安全性が確認できない案件については、直ちに使用する施設、設備、用具の変更を速やかに行わなければならない。

（５）特に運動部においては、活動前、後の準備運動や整理運動を入念に行い、怪我等の予防に努めなくてはならない。